

東灘区ふれあいのまちづくり助成金交付要領

平成 30 年3月 16 日 東灘区長決定

(目的)

第1条 この交付要領は、神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱(平成 30 年3月8日市長決定。以下、「要綱」という。)第 13 条の規定に基づき、助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 要綱別表第2に定める事業については、別表1の基準により助成するものとする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附則

1 この要領は、平成 30 年4月1日から施行する。

2 東灘区ふれあいのまちづくり助成実施要領(平成 14 年4月1日施行)は廃止する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

○別表1

東灘メニュー(要綱別表第2)提案型活動メニュー

助成対象活動	助成条件	助成額
1.地域福祉・地域交流事業	高齢者の暮らしを支える事業、又は地域交流をはかる事業であること。	1回 20,000 円以内 上限 300,000 円
2.ふれあいのまちづくり協議会の広報機能強化事業	協議会のHP作成・維持管理・チラシの作成等広報機能の強化をはかる事業であること。	上限 10,000 円
3.ふれあいサロン事業・子育てサークルづくり事業・デジタル環境整備事業の備品購入又は関連経費補助	ふれあいサロン事業・子育てサークルづくり事業・デジタル環境整備事業の実施にあたり、必要な備品又は備品維持に要する経費であること。	上限 50,000 円
4.地域の課題改善・地域の特性を活かした事業	地域の課題改善や地域の特性を活かした地域活動事業で、区長が特に必要があると認めるもの。	上限 300,000 円
5.サテライト事業	合理的な理由に基づき、協議会が自治会館など地域福祉センター以外の場所で実施する公益活動であること。 (ただし、支出が発生しない活動や協議会会員のみ参加を予定している、もしくは特定の個人のみ参加を予定している活動は除く。)	上限 60,000 円
6.多文化共生に関する事業	地域に在住または在学・在勤している外国人との交流や地域勉強会など、多文化共生に関する事業であること。	上限 200,000 円
7.学生ボランティアとの協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいのまちづくり協議会が行う事業に学生ボランティア(年齢は問わない)を参画させること。 ・学生ボランティアへの交通費、謝礼、ボランティア保険費用、学生を募集するにあたっての広報活動など。 	上限 30,000 円

※提案型活動メニュー7は他の活動メニュー(要綱別表1、3～8)との併用を可とする。